資料11

議題１１　備品の基準及び不要備品の処分について（弥富市提出）

市名	回答		
	備品をどのように規定しているか	不要備品の処分について、基準等を定めて行っているか	（行っている場合） 詳細
名古屋市	その品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用でき、かつ、その価格が市会計管理者の定める価格(※）以上の物品。ただし、公印・自動車（原動機付自転車・軽車両を除く）・美術工芸品は価格にかかわらず備品とする。また、贈与を目的とする物品を除く。※令和7年4月1日以降　5万円としています。	行っている	不要物品等の売払いについて、別紙の基準に該当するものについては、契約所管課において入札による売払いを行っています。それ以外については、各局区において処分等を行っているため、把握していません。
豊橋市	豊橋市財産管理規則施行要綱で定められていて、備品は原形のまま比較的長期（約1年以上）の反復使用に耐え、補修可能なもの。ただし、重要物品及び取得単価が50,000円未満のもの（儀式用具類及び印章類を除く。）を除く。	行っていない	
岡崎市	性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物品。ただし、価格が10万円未満の物品を除く。（岡崎市物品管理規則第３条第１号）	行っていない	
一宮市	品質又は形状が変わることなく、比較的長期間継続使用できるもの。 ※備品としての性状を有するものであっても、１品の価格が１万円未満のものは消耗品として整理している。	行っている	一宮市物品等会計規則により、不用決定された備品について、修理又は更正による再利用に努めるものとし、それができないものを売却又は廃棄処分している。
瀬戸市	備品の定義：瀬戸市会計規則で定めている。 備品登録の価格：取得価格３万円以上（税込単価）	行っていない	ただし、各課の判断で売払い、譲渡を行っている。
半田市	取得価格3万円以上のもの	行っていない	
春日井市	原形のまま比較的長期の使用に耐える物品でその価格（価格不明のものは見積額）が30,000円未満のものを除く。	行っていない	
豊川市	３万円未満は消耗品、３万円以上を備品として登録	行っていない	
津島市	原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品。ただし、取得価格が10,000円未満の物品（公印及び貸付又は貸し出しを目的とする物品を除く。）を除く。	行っていない	
碧南市	取得予定価格（消費税含む。）が１件５０，０００円以上かつ耐用年数５年以上で、補修可能な物品	行っている	市長車、議長車の売却
刈谷市	原形のまま比較的長期の反復使用に耐えられるもので、定価（ただし、オープン価格の時は見積価格（円未満切捨て、消費税及び地方消費税を含む。以下同じ））が３万円を超えるもので、かつ耐用年数が２年以上のものを備品として扱います。 ただし、この要件に欠けても図書（追録図書初版）及びデジタルカメラ、カラープリンター、テレビ、ポケトーク及び国・県支出金の補助対象として備品で購入することを条件とする場合は、備品として扱います。	行っていない	
豊田市	・その品質形状が変わることなく、比較的長期間、継続使用できるものをいう。ただし、価格が比較的少額なものを除く。 ※豊田市物品管理規則　第３条第１項第１号　抜粋 ・価格が比較的少額なものは、1品の取得価格又は評価額が2万円以下のものをいう。 ※豊田市物品管理事務細則　第2条第1項　引用	行っている	備品の不用決定したものは売却又は譲渡するものとする。 ただし、売却又は譲与することが不適当であると物品管理者（課又は組織の長）が認めた場合については廃棄することができる。 ※豊田市物品管理規則　第２３条　引用
安城市	「品質形状が変わることなく比較的長期間継続使用できものであって、一品の取得価格が５万円（税込）を超えるもの」と規定しています	行っていない	
西尾市	西尾市物品管理要綱において、取得または評価額が３万円以上（消費税を含む）であり、物品の性質、形状を変えることなく、比較的長期（概ね3年以上）の使用に耐えるものとしている。	行っていない	
蒲郡市	購入金額3万円以上で3年以上使用（保存）できるもの。	行っている	当市をはじめ、近隣市民に向けたメルカリShopsでのリユース販売を行っている。明確な基準、要領等はない。
犬山市	財産管理規則別表第2記載の物品（原形のまま比較的長期の反復使用に耐えるもの）で取得価額３万円以上のもの。	行っていない	
常滑市	常滑市物品管理要綱において、その品質形状が変わることなく比較的長期間の継続使用ができるもので、取得単価30,000円以上（備品に規定する印章類のうち、公印その他市以外の第三者に対して効力を有する重要な印章等にあっては、全て）のものと規定しています。	行っていない	

議題１１　備品の基準及び不要備品の処分について（弥富市提出）

市名	回答		
	備品をどのように規定しているか	不要備品の処分について、基準等を定めて行っているか	（行っている場合） 詳細
江　南　市	江南市物品管理規則で、「原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1品又は1組の予定価格(価格が不明な場合は、見積価格)が1万円以上のもの。ただし、市長が必要と認めるものは、この限りでない。」と規定している。ただし、令和8年4月1日以降に取得する物品については、基準額を3万円とするよう規則の改正を予定している。	行っていない	
小　牧　市	原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品。ただし、取得単価(単価不明のものは、見積価格)が3万円未満のもの(印章類及び市長が備品として保管の必要があると認めたものを除く。)を除く。	行っている	基準や要領などは定めていないが、公用車やフィークリフト、フリーザーなど買い手がつきそうな物品を官公庁オークションにて売払っている。
稲　沢　市	当市の物品管理規則において、備品は、原形のまま、比較的長期の反覆使用に耐えるものとして、市で定めた物品分類表に掲げる物品と規定しているが、1万円未満は消耗品（教材用品は除く）としている。	行っている	当市の物品管理規則にて、各課で管理している物品を不用決定した際に、契約検査課長はその物品を売却するものとすると規定している。実績としては、消防用車両等を買い替えする際に旧車両を売却するのみで、一般的な備品を売り払ったり、競売、リユースした事例はない。
新　城　市	規則と要領があり（新城市物品管理規則、新城市備品管理要領）	行っていない	
東　海　市	原形のまま比較的長期の反覆使用に耐えるもの。ただし、公印類を除き取得予定単価(単価不明のものは見積価格)3万円未満の物品を除く。	行っていない	
大　府　市	（備品の整理） 第32条　各課等の長は、物品出納員又は物品取扱員から次に掲げる備品を受け入れたときは、備品台帳（第５号様式）に別表第２に定める区分によりこれを記載しなければならない。 （１）　印章類 （２）　施設等で保管する図書類のうち、貸出又は閲覧を目的としたもの （３）　前２号に掲げるものを除き、取得価格が３万円以上のもの （４）　その他各課等の長が記載することが適当と認めたもの	行っている	売却方法（物品） ⑴　官公庁オークションでの入札【年６回開催】予定価格30万円以上の物品 ※利用料：落札価格の８％×1.1 ⑵　市内事業者への見積徴収【随時】予定価格30万円未満の公用車 ⑶　メルカリShopsへの出品【原則年1回】予定価格30万円未満の物品 ※契約規則第24条随意契約の限度額及び別表に基づき、随意契約できる売払い限度額として、予定価格３０万円未満の物品についてメルカリShopsへの出品を行う。
知　多　市	知多市物品管理規則より　設計金額３万円以上のもの	行っていない	※基準や要領は定めていないが、運用上①所管換え、②売払い、③譲渡、④廃棄の順に処分するよう検討している。
知　立　市	知立市備品管理要綱において、品質又は計上を変えることなく比較的長期間継続して使用できるもので、原則として１個の購入価格が５万円以上のものとしています。	行っている	基準や要領等はありませんが、公用車等収益の見込みのある備品については、入札により売払いを行っています。
尾 張 旭 市	一品の価格又は評価額が３万円以上の物品	行っている	メルカリにて不用品を売却している。
高　浜　市	その品質形状が変わることなく比較的長期間継続使用できるもの。ただし、原則として1品の取得又は見積価格が5万円以上のもの（市物品管理規則）	行っていない	
岩　倉　市	原形のまま比較的長期の反復使用に耐えるもので、取得価格が10,000円以上の物品	行っていない	
豊　明　市	設計金額が税抜きで３万円以上で複数年継続使用できるものと規定している。	行っていない	
日　進　市	その品質形状が変わることなく、比較的長期間継続使用できるもの（取得価格３万円以上のもの）	行っている	公用車に限り官公庁オークションに出品している
田　原　市	耐用年数1年以上、単価10万円以上のもの	行っている	・譲渡等 「田原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」 ・ネットオークションによる売却 「田原市インターネット公有財産売却ガイドライン」
愛　西　市	品質形状が変わることなく比較的長期間（おおむね3年以上）にわたって反復使用に耐えうるもの。（備品登録対象は1万円以上）	行っている	特に規定等はないが、所管課において行っている。
清　須　市	財産管理規則において備品は「品質形状が変わることなく比較的長時間にわたって反復使用に耐えるもの。ただし、取得単価が１万円未満（図書にあっては、5,000円未満）のもの（備品として管理する必要があるものを除く。）を除く。」と規定する。	行っていない	

議題１１　備品の基準及び不要備品の処分について（弥富市提出）

市名	回答		
	備品をどのように規定しているか	不要備品の処分について、基準等を定めて行っているか	（行っている場合） 詳細
北名古屋市	北名古屋市財産管理規則　第２４条（物品の分類） 備品：原形のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品。ただし、取得単価（単価不明のものは、見積価格）が１万円未満のもの（印章類及び市長が備品として保管の必要があると認めるものを除く。）を除く。 （消耗品：比較的短期間に消耗し、又は短期間に消耗しないがその性質上長期間の使用に適しない物品及び前号ただし書に該当する物品	行っていない	
弥　富　市	（1）備品　その品質形状が変わることなく比較的長期間（おおむね3年以上）継続使用できるもの （2）消耗品　その品質形状が短期間の使用により変化し、又はその全部若しくは一部を消耗するもの及び取得価格が３万円未満のもの（公印、机、椅子、加除式の図書その他備品として管理する必要があるものを除く。）	行っていない	
みよし市	みよし市物品管理規則に規定 「その品質形状が変わることなく、比較的長期間継続使用できる物品で、取得単価(単価不明のものは見積価格)3万円以上のもの(予定価格の作成時における物品の単価が3万円以上のもの及び図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出に供する図書で取得単価が3万円未満のものを含む。)」	行っていない	
あ　ま　市	取得金額１万円以上かつ原形のまま比較的長期の反覆使用に耐えうるもの（あま市財産管理規則）	行っていない	
長久手市	長久手市物品取扱規程により、備品の定義を、設計価格が３万円超えであり、その性質又は形を変えることなく相当長期に使用するものと定めている。 ただし、公印は価格にかかわらず全て備品としている。設計価格３万円以下のものは消耗品としている。	行っていない	